

平成 25 年度会費について

平成 25 年度会費の額及び納入時期、納入方法について次のとおり定める。

1 会費の額

1 市町村議会当たり 2 万円とする。

2 納入時期

平成 25 年 9 月末日までとする。

3 納入方法

会員市町村議会は、会長が定めた金融機関の本連盟預金口座へ納入するものとする。

※ 定期総会終了後、納付書を送付しますので、これにより納入願います。